

質問表	
法人又は団体の名称	
代表者の氏名	
住所	
担当者	
<p>① 利用料金についての考え方</p> <p>売上金額の16.5%、ただし基本料金 8,473,600 円に達しない場合、1日当たり132,400円。 → これは、10月1日～12月3日の64日間、フル営業した場合の前提と思われます。 スタッフの採用難から、64日間のフル営業ができない状況が考えられます。 具体的には次のようなケースです。その場合の利用料金の考え方を教えてください。</p> <p>■ 10月1日のオープンが間に合わず、オープン日が遅れる場合。 →例えば10月5日からのオープンとなった場合、132,400円×60日で算出される利用料金と、期間中の売上額の18.1%のどちらか大きい金額が利用料金となります。ただし、オープン日を10月1日以外にする場合には、様式第2号でその旨を明記していただくこととなります。</p> <p>■ シフトを緩和させるべく、例えば週1で定休日を設ける場合。 →定休日に、一般市民がかわまち交流館を利用することが不可能であるため、定休日を設ける場合であっても、利用料金は発生します。 ※設定した定休日においても、上記と同様に条例別表第1の料金表に基づき算定した利用料金が発生します。</p> <p>■ 少人数対応のため、2階フロアを利用せず、1階フロアのみ営業とする場合。 →上記と同様で、1階フロアのみで営業する場合でも、条例で定められた利用料金が発生します。</p> <p>■ 上記の組み合わせ。(オープン日遅延、かつ定休日設定) →上記で回答した通りとなります。</p> <p>■ スタッフが集まらないため、業者に選定されるも、結局、営業ができない場合。 →食事棟運営事業者に選定された場合には、様式第2号で申請された営業期間に基づき計算された利用料金が発生します。</p>	

② オープン日については、公募書類提出時に、あらかじめ決める必要がありますか？

→様式第2号にありますように、オープン日については事前に決定していただくことが前提です。諸般の事情によってオープン日が変更となる場合は食事棟運営事業者に選定された後に指定管理者と協議をしていただくこととなります。

オープン日をあらかじめ決めず、スタッフがそろい次第オープンするという方針は可能ですか？

→様式第2号では、事業開始年月日を明記することとなっておりますので、ご要望の方針には沿いかねます。

③ 今回の公募で、複数年の出店を希望し応諾された場合、例えば、本年度の営業実績等を鑑み、来年度の出店は困難と考え、事後に取り下げを行うことは可能ですか？

→可能ですが、その場合には指定管理者が1月に新たに公募を行う必要がありますので、令和5年12月15日(金)までにお申し出いただくこととなります。

宛先：宮崎県延岡市幸町2丁目125 ココレッタ2F

一般社団法人 延岡観光協会内 担当：岩本

FAX:0982-29-2025 Email:iwamoto@nobekan.jp